

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第15回 平成21年 4月 6日開催 午後7時から午後9時5分 職員研修室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、武藤、佐藤、岸川、林、山岸、三浦

傍聴者 0名

配布資料

- ・第12回運営会次第
- ・第15回ワークショップの進め方
- ・盛り込みたい事項の内容(各委員の意見取りまとめ)
- ・盛り込みたい事項の内容(検討シート)
- ・第14回区民検討会議開催概要

1 事務局からの連絡

議会事務局から、第15回区民検討会議の様子を写真撮影し、「議会だより」に掲載したい旨の申し出があり、承認された。【承認】

以下の点に関して、配布資料が訂正された。【報告】

- ・ 第14回開催概要別紙『条例の基本的考え方』の検討(全体討議) 基本となる用語の定義 委員dの「盛り込みたい内容」 (誤)シテークホルダー (正)ステークホルダー

2 運営会からの報告

第15回区民検討会議の検討方法に関しては、ワークショップにて行うことに決定した。なお、ワークショップの班編成については、事務局に一任することとなった。【報告】

第15回区民検討会議の検討内容に関しては、『条例の基本的考え方』のうち、“(条例の)基本理念”、“条例の目的”、“条例の位置づけ”の三点について、第13回及び第14回区民検討会議で出された意見を整理することとなった。なお、“基本となる用語の定義”については、条例の検討を進めるなかで適宜検討することとなった。【報告】

清田委員の辞任に関しては、辞任したものと確定し、公募委員補充の手続きを進めていくこととなった。【報告】

当日の区民検討会議における検討の流れについて、事前に文書にて知らせてほしいとの要望が出された。【報告】

3 ワークショップ及びグループ発表

ワークショップの班編成を、運営委員については人数比を考慮して事務局が各班に振り分け、運営委員以外の委員については抽選で決定した。

各班の委員構成は別紙のとおり。

ワークショップによって、『条例の基本的考え方』のうち、“(条例の)基本理念”、“条例の目的”、“条例の位置づけ”の三点について、第13回及び第14回区民検討会議で出された意見を、「残す」、「削除する」、「移動する」の3通りに分けて整理した。

各班における整理結果について、グループ発表を行った。
各班における整理の詳細は別紙のとおり。

4 牛山教授コメント

ワークショップ及びグループ発表に関して、牛山教授からコメントをいただいた。
コメントの内容は別紙のとおり。

5 次回検討内容等の確認

新宿区自治基本条例区民検討会議報告書(平成 20 年度)に関して、野尻委員から事務局へ次の2
点の修正意見が出され、当該意見を報告書に反映したことが報告された。【報告】

- ・ 牛山教授の講義録について、講義を行った会議の開催回・日付を明記してほしい。
- ・ 牛山教授の「多数決」についての講義内容は重要であるので、会議概要に明記してほしい。

4月8日開催の第13回検討連絡会議に区民検討会議から提出する資料に関しては、運営会に諮る
こととなった。【決定】

以上

第15回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	15回 会議	班(15回 以降)
1	高野 健	タカノ ケン		1
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×	
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル		1
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ		2
5	大浦 正夫	オオウラ マサオ	×	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ		1
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ		4
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル		3
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ		4
10	城 克	ジョウ マサル		1
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ		2
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	×	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ		4
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ		3
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ		2
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	×	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	×	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ		2
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ		4
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×	
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×	4
23	河村 寛二	カワムラ カンジ		3
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ		4
25	田中 尚典	タナカ ナオリ		3
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ		3
27	井上 愛美	イノウエ アイミ		1
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×	2
29	今井 茂子	イマイ シゲコ		1
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ		2
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ		3
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×	
参加者			22	

注：「班(15回以降)」欄が網掛けの委員は、班が未決定。

盛り込みたい内容(第15回各班まとめ)

1. 条例の基本的考え方 ((条例の)基本理念)			1班	2班	3班	4班
住民自治						
1	自治の基本理念	区民主権 自らの責任で行う	×			
2	区民主権	自治の主体である区民の位置づけ		×	×	
3	区民主権			×	×	×
4	区民	区民 = 自治の主体		×	×	
5	住民主権	新宿の未来 = 住民の手でつくる				×
6	住民自治	地域課題に区民自らが自主的に取り組む活動				
7	住民自治	住民が幸せに暮らしたい		×	×	
8	住民自治	住民の発意	×	×	×	
9	住民自治	町会を深める お任せではない自治		×		
10	住民自治	よりよいまちづくりのための個人の平等、自立性を尊重する				
11	住民自治	個人の尊重、自立性			×	
参加、参画、協働						
12	区民の区政への参画、協働					
13	区民・議会の協働	議会と区民の情報共有				
14	住民参加の原則					
15	市民参加	市民からのまちづくり		×		×
16	市民参加	協働の制度、ルール化				×
17		新宿のよさをどう生かすか、生かすための参画・協働				×
18	自治の要素	参加(住民から行政、行政から住民)、協働		×		×
19	自治の意味	区民と行政がともに協働していきける		×		×
20	住民自治	自ら考え、参画、協働、協治する	×	×		
21	団体自治	参加、協働		×		
22	情報の共有	参画の機会がほしい				
23	対等、協力の原則	対等な立場での協力		×		
24	計画策定の過程	区民参加の保障 政策形成		×		
25	協働のまちづくり	多様な主体		×		×
26	協働のまちづくり	開かれた場		×		
団体自治						
27	団体自治	自立した区政運営 (参加と協働)		×	×	
28	団体自治	基礎自治体としての自立的な区政運営				
29	団体自治	新宿区 = 基礎自治体を強調		×	×	
30	自治の意味	区長の公選(住民自身が決めるとのこと)		×		×
31	区の自主性		×	×	×	×
32	自治の意味	自己決定の宣言	×	×	×	×
新宿の特色						
33	団体自治	新宿発(先進事例となるような)	×	×		
34	多様性	住みよいまちづくり、新宿らしさ				×
35	新宿的	新宿らしさ、良さを守る		×		
36	新宿的	独自の施策などを積極的に進める		×		×
37	盛り込みたい基本事項	新宿らしさ = 地域性や多面性など		×		×
情報の共有						
38	情報の共有	行政・区民・議会 情報の双方向性				
39	自治の前提	情報の共有		×	×	×
40	協働のまちづくり	情報の共有		×	×	×
安全安心						
41	安全安心	区民が幸せであるために	×			×
42	盛り込みたい基本事項	安全安心 = いのち、財産、環境、教育	×	×		
43	すみやすいまちづくり	安全安心		×		×
最高規範性						
44	最高規範	整合しない他の条例を改正する	×	×		×
45	最高規範	他の条例の上位にある最高規範	×			

盛り込みたい内容(第15回各班まとめ)

自治のあり方など						
46	行政のありかた	住民自治の支援、福祉の増進など		×		
47	自治の意味	議会は不要(議会の責務で)	×	×	×	×
48	自治の意味	地区協議会(代表制民主主義との関連)		×		
49	住民、議会、行政の役割と責務	三者の守るべきルール				
50	住民投票	住民の合意形成				
51	基本理念を実行する方法	自治の基本理念を実行するための方法		×	×	
52		上位の法令では解決できない地域の課題を解決する		×	×	×
53	自治のありかた	どのような自治を目指すのか 様々な立場、関わり方から		×	×	×
54	自治の基本的姿勢	自主性、自立性、アイデンティティの尊重			×	
55	自治の要素	参加、行政への監視、批判、行政の適正化、自治会		×	×	×
56	自治の前提	行政運営の適正化、情報の共有		×	×	×
57	地域コミュニティ	自治の担い手の育成		×		
58	地域コミュニティ	自主・自立性の尊重		×		
59	コミュニティ活動	地域センターの環境整備		×		×
60	学校と地域の連携・協力	特色ある学校づくり		×	×	
その他						
61	行政への要望	行政のありかた		×		×
62		行政 町会への申しつけ、連絡等多いが、町会 行政への提案、ルールが不足している		×		×
63	人権の尊重	あらゆる人々の人権の尊重(高齢者、子ども、外国人、障害者、女性)			or	
64	盛り込みたくない事項	区民に義務を負わせてはならない		×	×	

盛り込みたい内容(第15回各班まとめ)

1. 条例の基本的考え方 (条例の目的)			1班	2班	3班	4班
自治の実現・推進						
1	自治の実現	理念・原則に基づいて自治の運営を定め、自治の実現を目指す				
2	自治の理念	自治とはどういうものか	×	×		
3	自治の実現	自治の運営を定め、実現をはかる	×	×	×	×
4	住民自治の実現	個性豊かで活力ある地域社会の実現	×	×		
5		市民自治の確立		×	×	×
6		日本国憲法でかかげる地方自治の実現		×		×
7	自治の実現	情報共有、住民参加、協働、多様性の尊重		×	×	
8	原則	基本原則を明らかにする		×		
9	自治の実現	新宿の個性を生かし、住民主体の地方自治を進めていくため			×	
10	目的	自治の基本理念を実現するための目的を提示	×		×	×
11		住民自治の推進		×	×	
12	目的	なぜ自治基本条例が必要か		×	×	×
13	自治のありかた	分権、中央政府との関係				×
14	自治の目的とは	他の条例の内容をはかるためのものさし		×	×	
15		基本理念、基本構想に準じる		×	×	×
16		新宿区における自治の基本理念、原則		×	×	×
17		区政運営の仕組み		×	×	×
18		自治の原則としくみ		×	×	×
19	自治の実現		×	×	×	×
区のめざすすがた						
20	自治の目的とは	区民の福祉の向上		×		
21	自治の目的とは	そのための自治	×	×		×
22	自治の目的	平和で幸せな新宿区民		×		
23	安全	危機管理の充実				×
24		平和で安全な住みやすいまち				×
25		住民の幸せ、安全安心、住民の福祉の向上をはかる				
26		(三者の)参加の住みやすい地域の実現、福祉・防災など				×
27	都市型コミュニティの充実	ムラ型から新しい都市型コミュニティへ		×		
28		地区協議会 = 小さな自治の実現				
29		地域社会の実現	×	×		×
30	多様性の尊重	異なる価値観		×		×
区民・議会・行政などの役割、責務						
31	区民・事業者・行政の役割と責務	それぞれの役割を明らかに		×		×
32		区民の権利と義務				
33		区民の信託に基づく、議会、首長、の役割と責任		×		
34	区民・議会・行政の役割と責務	区民・議会・行政の役割を明らかにする				
35		新宿にあった議会のありかた		×		×
36		職員の宣誓義務		×		×
参加、協働などの権利						
37	自治の目的とは	公益活動、協働の位置づけ		×	×	×
38	権利・機会の保障	参加		×	×	×
39	権利・機会の保障	情報の共有		×	×	
40	自治の要素	参加、協働、監視、批判		×	×	

盛り込みたい内容(第15回各班まとめ)

その他		1班	2班	3班	4班
41		×	×	×	×
42	条例の目的事項	×	×	×	×
43	目的	×	×	×	×
44	現状に対する批判、 総括	×	×	×	×
45			×	×	
46			×	×	×

盛り込みたい内容(第15回各班まとめ)

1. 条例の基本的考え方(基本となる用語の定義)

第14回 1. 条例の基本的考え方
定義

3	住民	住民登録をしている自然人(外国人を含む)(法人については議論)
		住んでいる人
		空気、水、景観を背負っている人
		(法的には法人を含む)
4	区民	在住、在勤、在学、在活(基本構想より)
		新宿に関わるステークホルダー(利害関係者)
		自然人
9	区民等	法人を含む
5	事業者	企業(営利を目的とする)
		区内で事業を営む者、団体
		任意団体も含めて広く考える
6	事業者等	非営利団体、公共活動を行う団体
		公益的な活動を担う団体
		法人格のある団体
12	事業者を除く団体等	
7	外国人	外国人登録
		日本国籍を持たない者
18	NPO等	非営利活動を行う任意の団体
		法人格を持たないボランティア団体
		非営利で社会貢献事業や活動を行う法人格を持たない団体
19	地区協議会	定義する必要があるか?
		戻って定義するべき?
		地区協議会の目的(地域課題解決、区政の参画、ネットワークの構築)
		新しい自治のシステム
17	市民	外国人を含む
15	コミュニティ	
22	自治の主体となる地域	
16	町会、自治会	新宿区町会連合会に加入している+地区町連に属する
		近隣自治の担い手
		地縁団体
24	地域団体	商店会を含む
21	区	区議会・区長
		区議会・区長+区民
		区長等にすべき?
		区長等にすべき?
		執行機関
		地勢的なものも
		基礎自治体としての新宿区
20	区長等	区長と行政委員会
27	執行機関	区長等と同じでは?
10	協働	基本構想と同じ
		対等の立場で共通の目的に向かって事業を行う

盛り込みたい内容(第15回各班まとめ)

11	参画	基本構想のPDCAサイクルのすべての過程への参画
		行政が住民に参画する
		自発的
		責任
		意思決定のプロセスへ参画
25	自治	自己決定・自己責任
		よきまちづくり 必要となるのは、参画、協働の両輪
		自立
		住民が主体性をもって自らのまちづくりを行う
		責任
26	協治	区民自らが考え、方策を立案し、自らまたは区民が委任する機関により実行すること
		行財政運営を含んだ協働関係 = ローカル・ガバナンス
13	新しい公共の原則	
23	情報の共有	
1	言葉の定義	責任、責務、義務に違いがある
8	用語の意義	
14	x文化、安心、共生	

盛り込みたい内容(第15回各班まとめ)

1. 条例の基本的考え方(条例の位置づけ)		1班	2班	3班	4班
1	最高規範 見直しの可能性		×		
2	最高規範 具体化する条例等の制定		×	×	×
3	最高規範 最大限尊重してまちづくりを行う		×		×
4	最高規範 他の条例(規約、規定、計画)の制定、改廃について、この条例との整合性をはかり体系化を図る				
5	最高規範 区民・区長・議会・議員・職員は尊重して活動する				
6	最高規範 住民自治を保障する	×	×	×	
7	最高規範 他の条例の規範となるような「最高規範」を盛り込む		×	×	×
8	最高規範 「最高規範」という言葉を用いず、中身で勝負	×	×	×	

ワークショップの説明

ファシリテーター 資料3・4と各回共通資料2を使用します。資料2の「ワークショップの進め方」を見て下さい。

今日の目的は、「1 条例の基本的考え方」の4つの項目 “基本理念” “条例の目的” “基本となる用語の定義” “条例の位置づけ” について、第13回と第14回区民検討会議でみなさんから出して頂いた盛り込みたい事項として挙げていただいた意見のうち、“基本理念”、“条例の目的”、“条例の位置づけ”の3つの項目について、今日は整理して頂きます。

今日は、みなさんから出された3つの項目について、要否や他の項目に移動するかという検討を資料4にある13ページ分のすべての項番について検討して頂きます。そして、これらを整理して頂き、要るか要らないかを考えて、次回は「なぜ残すのか」や「なぜこれを移動するのか」を詳しくやっていこうと思います。今日は、資料4の全てをグループで、要否等を検討して下さい。

今日の進行方法ですが、ワークショップと班発表をしてもらいます。

ワークショップは、盛り込みたい事項の内容(検討シート)を使って、グループごとに整理します。盛り込みたい事項の内容(検討シート)は、各委員に A4サイズのものと同グループに A3サイズの資料が1セット置いてあります。

また、作業が多いので書記を1名決めて下さい。書記の方は、みなさんと話し合ったことを、A3サイズの資料に記録して下さい。書記の方は、また、時間管理もお願いします。

盛り込みたい事項の内容(検討シート)を“条例の基本理念(その1からその9)” “条例の目的(その1からその5)” “条例の位置づけ”の順に、すべての項番を検討して下さい。各項番の見出しと盛り込みたい内容を見て、「残す」のか「削除する」のか、または、「移動する」のかについて検討します。みなさん意見がおありでしょうが、時間の関係もあるので、てきぱきと決めていって下さい。検討の結果、「残す」または「削除する」場合は、検討の分類の該当箇所に をして下さい。また、「移動する」場合は、2種類考えられます。

ひとつは、「1 条例の基本的考え方」の中での移動する場合、例えば、“(条例の)基本理念”のあるものを“条例の目的”に移動する場合は、矢印で“条例の目的”と書いて下さい。

もうひとつは、「1 条例の基本的考え方」以外の項目に移動する場合は、矢印で“他の項目”と書いて、どこに移動するかは次回に検討します。

一方、“(条例の)基本理念”の中で移動する場合は、同じ“(条例の)基本理念”内での移動ですので、移動先を考えるのではなく、「残す」に をして下さい。

グループ内で書記の方と共に確認しながら、進めて下さい。

作業の終了後、結果をこちらでまとめたいと思います。A3 サイズの資料に班番号を書く欄がありますので、何班かを記入して下さい。

グループ作業が終わりましたら、グループ発表をします。

質問はありますか。

委員 「1 条例の基本的考え方」の前に、前文が入り、また、具体的なことは各項目で述べる訳で

すよね。「1 条例の基本的考え方」の中は、大筋になる。この中でも、表現が違っていても、内容が同じものがある。そうすると、削るものが多くなり、残るものが少なくなるのではないか。

ファシリテーター それは、各班の考え方によるでしょう。また「これは前にも出てきた」というものは、前のものを残して削除しても構いません。

ファシリテーター 他に質問はありますか。

委員 資料4の1ページ目を例にとると、「住民自治」はズラッとたくさん並んでいる。一方で、盛り込みたい内容は全て適当でないように思える。無くしてしまうと、「住民自治」は消えてしまうが、どうなるのか。

ファシリテーター それは、班で話し合って決めて下さい。

次回、内容について話し合ってもらおうと思っていますので、今回は機械的に全て終わらすことを目標に作業を行って下さい。

他に質問がないならば、次に進みます。

資料3を見て下さい。今日は“基本となる用語の定義”以外をやります。“（条例の）基本理念”は20分くらいを目安にして頂けるとよいと思います。では、20時半まで、65分間です。書記から決めて、始めて下さい。

(ワークショップ)

ファシリテーター では、グループ発表をして頂きます。順番は、4班から始めて頂きます。資料4には、他の班の結果を書き込むこともできますので、書き込んで下さい。

(ワークショップの結果:別紙の通り)

発表者

4班 竹内委員

3班 渡辺委員

2班 小林委員

1班 高野委員

牛山教授 コメント

発表を聞いて、各班かなり共通した認識を持っている一方で、2つの班が同じでも、もう2つの班は違う考えをしていることもあり、こういった論点については、次の回で内容的な議論をしていくことになると思います。基本理念については前回、前々回と時間をかけてやっています。自治基本条例という理念的な部分を多く含む条例ですので、時間をかけてこの部分を議論しているわけです。この基本的な部分が決まれば、他の部分に入っていけるのではないかと思います。ここの部分で足踏みをしているように感じるかもしれませんが、ようやくまとめられてきたということだと思います。

それぞれの班の中でも、「これを入れる、入れない」という議論をされていましたが、次回はさらに意見を出しあい、まとめていくことになるでしょう。今日については、議論も順調に進み、また、みなさんも他の班の発表を聞いて大変興味深かったのではないのでしょうか。他の班のみなさんがどう考えているのかも、次回には聞くことができます。次の段階に向けて、議論を進めていくことになるでしょう。

本日も、どうもお疲れ様でした。